

グループホームまごの手独狐 運営規程
(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 当施設は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態であるものについて、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 当施設は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、その心身の状態等を踏まえて、介護を妥当適切に行う。
- (2) 当施設はサービスの提供に当たり、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) 当施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームまごの手独狐
- (2) 所在地 青森県弘前市大字独狐字石田 172 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 各棟 1 名(介護従業者と兼務)
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 介護従業者
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
 - ・グループホームまごの手1 6名(常勤6名 計画作成担当者兼務 1 名)
 - ・グループホームまごの手2 5 名(常勤 5 名 計画作成担当者兼務 1 名)
 - ・グループホームまごの手3 6名(常勤 5 名 非常勤 1 名 計画作成担当者兼務 1 名)

1

(利用定員)

第5条 利用定員は、各棟 9 名、合計 27 名とする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 家賃及び共益・管理に要する費用
- (3) 利用者が日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当だと認められるもの

3 前2項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第7条 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に身体拘束を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(衛生管理等)

第10条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

(秘密の保持について)

- 第11条(1)当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
 - (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

(入居に当たっての留意事項)

第 12 条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1)利用者は共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2)利用者が外出・外泊を希望する場合には、管理者に届けるものとする。
- (3)利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
 - 1 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - 2 指定した場所以外で喫煙すること。
 - 3 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
 - 4 その他この規程の定めに反すること。

(非常災害対策)

第 13 条 当施設は、消防法施行規定則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 従業者の資質の向上のため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の
内容に含むものとする。
 - 4 当施設は、利用者のサービスの提供に関し、サービス計画書、診療録、介護記録、入所検討会議
録その他必要な記録を整備する。利用者及び家族からこれらの記録の閲覧を求められた
場合、当施設は原則としてこれに応じる。
 - 5 この規程に定めるもののほか、この事業の運営に関する事項は、社会福祉法人伸康会
と管理
者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、令和 1 年 8 月 1 日より一部改正する。
この規定は、令和 2 年 5 月 1 日より一部改正する。
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規定は、令和 4 年 7 月 1 日より一部改定する。
この規定は、令和 5 年 2 月 1 日より一部改定する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改定する。